

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政治資金課

1. 概要

政治資金適正化委員会において、「登録政治資金監査人が、過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合」の業務制限について、「業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。」とされたことを受け、政治資金規正法施行規則第17条に規定する政治資金監査を行うことができない者の範囲について見直しを行うもの。

2. 主な改正内容

政治資金監査を行うことができない者を規定する政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第17条について、政治資金監査を受けることとなる法第12条第1項又は法第17条第1項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者を追加する旨の改正を行うほか、所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

原則として平成28年1月1日から施行。

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

(登録政治資金監査人の業務制限に関する条文を抜粋)

○政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)抄(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(政治資金監査を行うことができない者)</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者</p> <p>二 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</p> <p>三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者</p> <p><u>四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は法第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者</u></p>	<p>(政治資金監査を行うことができない者)</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者</p> <p>二 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</p> <p>三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者</p> <p>(追加)</p>